

平成17年度協働事業提案 公開調整記録

No. 1 市役所関連施設の忘れ物傘の再利用（リユース）事業

と き 平成17年6月28日（火） 10:00～12:15

ところ 大和市役所会議室棟203会議室

参加者

- ・提案者：二条通り商店街振興組合 エコ倶楽部 内田 俊さん
- ・関係課：環境総務課（北島）
- ・ ：産業振興課（高橋・郷家）
- ・ ：契約管財課（早坂）
- ・協働推進会議委員：小杉委員、杉山委員【玉木委員欠席】
- ・事務局：市民活動課（小山、小林）

【提案者の想い・調整の主な内容】

提案者

- ・所有権の失効した傘、廃棄予定の傘をわけて欲しい。
- ・放置自転車は出来て、なぜ、傘ができないのか？
- ・二条通りの独占の事業とは、考えていない。市の商店街のきっかけになればいいと思っている。
- ・遺失物【傘】の扱いは、庁内は契約管財課だが、庁外の遺失物【傘】の扱いは、違うセクションでもいい話ではないか。
- ・この事業は、遺失物という点の利用だけでなく、広がる可能性がある。家庭に眠っている傘も、視野に入れたらよいという意見をもらった。
- ・今回の提案事業は、地域【二条通り周辺】コミュニティーの活性化のため。借りて行く人は近くの人。
- ・行政側は想定外の提案というが、協働事業自体新しい制度で、既存のルールにあわないところがあるのは当然だ。行政側も体制を変える必要があるのでは。
- ・出来る方法、手法を探してほしい。新しいルール作りに向かって欲しい。提案実現の為に何を為すべきかを考えて欲しい。二条通が直接、契約管財課に規則を変えてくれと行っても、規則は変えられない。だから、協働事業として提案してきた。きちんとした、答えを出してほしい。
- ・大変は不可能ではない。誰かが、困難にしている。

- ・協働事業実現の可能性のために、皆で知恵を出しあって考えるのが、公開調整の期間ではないか？
- ・現状の確認だけなら、公開プレゼンの時から進んでいない。

環境総務課

- ・廃棄物を譲渡するのは、現行の規則では難しいと思う。
- ・放置自転車が出来てという視点からすると、傘でも出来ると思う。資源循環【自転車】と同じ視点でできると思う。
- ・家に眠っている傘を出して欲しい。という協力を呼びかけるのはできると思う。

産業振興課

- ・市も傘のリユースを考えてもいい。廃棄では、もったいない。
- ・商店街のコミュニケーションのためにもいいと思う。ただ、契約管財課の扱いがクリアできれば。

契約管財課

- ・遺失物の扱いが、法的な日数的な【七日間・六ヶ月】を過ぎてからの傘の利用になる。
- ・規則では、市の所有物品は、売却、焼却、廃棄いずれかになる。
- ・現金については、歳入。物品については、基本的に廃棄。
- ・市では、今回のリユースの事業については、想定していない部分。
- ・大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、譲渡と貸し付けできるところは、限定されている。今回の提案者が、限定されている範囲の中と解釈されるのが争点。
- ・商工会議所のようなパブリックな組織を中間組織に入れられないか？
- ・大和市物品取扱規則では、使用目的、品目、数量及び期間を検討のうえ、貸し出すことができる規則になっている。
- ・契約管財課の規則【現行】の解釈では、難しい。
- ・貸付の想定は、備品。消耗品は想定外。

協働推進会議委員

- ・遺失物の取り扱いのルートを検討することは出来ないのか？
例えば契約管財課から直接ではなく、環境総務課と直接または契約管財課から環境総務課を経由して、二条通りへなど。
 - ・良い提案だと思うので、何とかすすめたい。
 - ・取り扱い規則を変更することはできないのか？
- #### 事務局（市民活動課）
- ・例規をクリアできるのか。
 - ・経費については、互いの話し合いにより負担。

- ・規則のどこをどう変えれば、変更できるのか。【契約管財課】
- ・所有権を移転しないで、市の所有物のまま、二条通が実施する。忘れ物傘の譲渡ではなく、貸しだしという形では？【役割：市は物品貸しだし・提案者は実施】
- ・協働事業としての解釈。協働事業は、公益性のない事業なのか？【公益上の解釈】

【確認事項】

- ・物品取扱規則では貸付できる形になっているが返却の問題が残る。
- ・大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条
公益上の必要がある場合の譲与の理由にならないか。
 - ・環境政策上、理由付にならないか？

最終：

大和市物品取扱規則の第15条の貸付

大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 公益上の必要がある場合

次回の調整までに、環境総務課・契約管財課で と の解釈を確認し、できる可能性について検討をして来る。

出来る場合と出来ない場合の具体的な内容を示す。

次回は、7月7日【木】10時から場所は後日連絡。

【記録者：市民活動課 小林】